

被扶養者認定基準

平成17年4月1日制定

平成18年12月14日改正

平成25年 7月12日改正

平成25年11月8日改正

令和4年10月1日改正

(目的)

第1条 この基準は、健康保険法（以下「法」という。）第3条第7項に定める被扶養者につき、その認定基準と申請手続き等の具体的事項を定めることにより、近畿日本ツーリスト健康保険組合（以下「健保組合」という。）が法に定めるところの被扶養者に該当しているか否かの判断とするとともに、被保険者における申請手続き等の利便を図るものである。

(被扶養者の定義)

第2条 被扶養者とは、次条に掲げる範囲の者で、主として被保険者により生計を維持されていると、健保組合が認定した者をいう。

(被扶養者の範囲)

第3条 被扶養者の範囲は、主として被保険者により生計を維持している者で、次に掲げるものとする。

- (1) 被保険者の父母、祖父母、曾祖父母等の直系尊属、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「内縁関係にある者」という。）、及び子、孫、兄弟姉妹。
- (2) 配偶者の父母、祖父母、曾祖父母等、被保険者の三親等内の親族であって、その被保険者と同一の世帯に属している上記(1)以外の者。
- (3) 内縁関係にある者の父母及び子で、その被保険者と同一の世帯に属している者。
- (4) 前項の配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、引き続き被保険者と同一の世帯に属している者。

(生計の維持の判断)

第4条 被保険者により主として生計を維持されているかの判断は、被保険者より被扶養者になりたい旨の申請のあった家族（以下「認定対象者」という。）の収入及び被保険者の収入等をもって判断する。

(収入の定義)

第5条 収入とは、名目を問わず認定対象者が生活に使う金銭、物品、その他収入のすべてをいい、被保険者以外の者からの仕送、援助等を含む。ただし、金銭に換算できない精神的援助は含まない。

2 収入確認日より前の収入は、原則として収入に算定しない。

(収入の基準)

第6条 認定対象者の収入が、次のいずれかに該当していると健保組合が認定した場合は、被保険者により生計を維持されているものとして扱う。

1 認定対象者が被保険者と同一世帯の世帯に属している場合

(1) 認定対象者の年間収入が130万円未満、または60歳以上の認定対象者並びに概ね厚生年金法の障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者にあつては180万円未満（以下「収入基準」という。）であつて、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合。

(2) 認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1を超える場合であつても、当該認定対象者の年間収入が(1)の収入基準内であつて、かつ被保険者の年収を上回らない場合は、当該世帯の生計状況を総合的に勘案し、被保険者がその世帯において生計維持の中心的な役割を果たしていると、健保組合が認めた場合。

2 認定対象者が被保険者と同一世帯にない場合

認定対象者の年間収入が(1)の収入基準内であつて、かつ、被保険者からの仕送り、援助による収入額より少ない場合。

3 認定対象者の生計が被保険者により維持されていると判断する場合は、社会通念上からも著しく妥当性を欠くものと思われるときは、例え上記1又は2の収入基準に合致している場合であっても、被保険者により生計を維持されているものとして扱わないことがある。

(収入確認)

第7条 認定対象者の収入を算定する場合、次に掲げる物を参考とすることがある。

- (1) 収入確認日以前、または前年、もしくはそれ以前の収入状況
- (2) 所有する資産及び財産
- (3) 配偶者のあるときは、その者の収入等
- (4) その他生活の現状、姻戚関係等

(認定の原則)

第8条 被扶養者認定は、公平かつ厳正に、法令、通達及び本認定基準に基づくほか、社会通念等にもとづき総合的に判断する。

(1) 被保険者の配偶者、子、三親等以内の範囲に該当するか否かの確認は、内縁関係によるものを除き戸籍簿の記載による。

- (2) 16才以上60才未満の者の収入算定及び認定は、特に厳格に行なう。
- (3) 認定対象者を夫婦が共同して扶養している場合は、年間収入(過去の収入、現時点での収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)の多い者の被扶養者とする。
- (4) 健保組合は人事院の「世帯人員別標準生計費」を参考とし、被保険者が届出以降も継続して認定対象者を扶養していく余力の有無の参考とする。
- (5) 生計費として支給される性格をもつ雇用保険、出産手当金及び傷病手当金等を受給中の者は、原則として自ら生計の維持を行なっているものとして扱う。但し、定められた受給停止期間中及び法令による年収の範囲内の場合はこの限りでない。
- (6) 退職金や不動産の売却等一時的な収入があった場合は、収入後の被保険者と被扶養者の生計維持関係をもって判断する。
- (7) 16歳未満の者(16歳以上で義務教育中の者を含む。)は、原則として認定基準内とみなす。
- (8) 原則として、就学中の者、病気及び心身障害等により就労して収入を得ることが困難であると健保組合が認めた者は、収入が認定基準内であるとみなす。
- (9) 直近の年間収入が認定基準となる額を超える場合であっても、申請日以降の収入がない場合、または所定の収入基準額を超えないと認められた者は、主として被保険者により生計を維持されているとみなす。
- (10) 老齢年金、障害年金、退職金としての年金等は、認定対象者の収入とみなす。
- (11) 原則として、国内居住要件(住民票が日本国内にあること)を満たしていること。

(申請手続き)

第9条 被保険者は第3条に該当する家族を被扶養者としたい場合、「被扶養者(異動)届」を健保組合に提出しなければならない。届出は、「扶養する理由」、「認定対象者の年収見込み」等、所定記入事項をすべて、かつ正確に記入したものでなければならない。

- 2 届出は任意継続被保険者を除き、被保険者の所属する事業所を通して健保組合へ提出するものとする。
- 3 被保険者は「被扶養者(異動)届」の提出に当たって、被扶養者の範囲、認定対象者の収入等、被扶養者認定に必要な書類を添付しなければならない。届出に添付しなければならない書類は「[別表1](#)」による。
- 4 書類を添付できない場合、被保険者は「添付できない理由」と「提出可能期日」を健保組合に連絡すると共に、その期限までに健保組合宛に提出しなければならない。所定期限までに提出がなかった場合、健保組合は「被扶養者(異動届)」の

提出はなかったものとして扱う。

- 5 被保険者は、認定対象者の「職業」、「収入」、「住所」、「氏名」、「被保険者との続柄」、「扶養するに至った事由」に変更が生じたときは、遅滞なく「被扶養者（異動）届」を健保組合に提出しなければならない。

- 6 被保険者は、被扶養者資格の申請をいつでも取り下げることができる。

（申請期限）

第10条 必要書類を添付して届出する場合は、申請の事由が発生した日から速やかに「健康保険被扶養者（異動）届」を提出しなければならない。

（調査）

第11条 健保組合は認定対象者の審査を行なう場合、必要に応じて当該被保険者に質問をし、また書面の提出を求めることができる。

- 2 健保組合は、被保険者が正当な理由なく回答を拒んだり、書面等を所定期限内に提出しなかったり等、認定に必要な調査に協力しなかった場合は、被扶養者認定に係る申請を取り下げたものとみなすと共に、これまで被扶養者として認定していた者の資格を取り消すことができる。

（通知）

第12条 被保険者より「被扶養者(異動)届」の提出があった場合、健保組合は速やかに認定対象者の資格審査を行い、被扶養者として認定するか否か決定する。

- 2 健保組合は、認定対象者を被扶養者として認定しないと決定した場合は、遅滞なく当該被保険者にその旨通知する。
- 3 通知は、任意継続被保険者を除き当該被保険者が所属する事業所経由にて行なう。
- 4 被扶養認定の結果如何にかかわらず、被保険者より提出された「被扶養者(異動)届及び添付書類」は原則として返却しない。被保険者が任意にその申請を取り下げた場合も同様に扱う。

（認定効力の発生時期）

第13条 被扶養者認定効力の発生時期は、次のいずれかによる。

- (1) 新たに事業所に雇用され、健保組合の被保険者資格を取得した者が資格取得後速やかに「被扶養者（異動）届」を提出したときは、被保険者資格取得の日。
- (2) 健保組合に加入中の被保険者が、被扶養者を有するに至った日から速やかに「被扶養者（異動）届」を健保組合に提出したときは、被扶養者を有するに至った日。
- (3) 上記1及び2による当該届出がなされなかった場合は、「被扶養者（異動）届」の提出があった日。但し、健保組合がやむを得ない事由ありと判断した場合は、被保険者資格を取得した日又は、被扶養者を有する日に遡り認定するこ

とがある。

(被扶養者資格の喪失)

第14条 被扶養者が、次のいずれかに該当する場合その資格を喪失する。

- (1) 被保険者の資格喪失
- (2) 被扶養者の死亡
- (3) 被保険者により主として生計を維持されている状態でなくなったとき
- (4) 離縁、離婚等により被扶養者資格がなくなったとき
- (5) 被保険者と同一の世帯に属すべき者がこの条件に該当しなくなったとき
- (6) 就職して他の健康保険、もしくは船員保険の被保険者となったとき

(資格喪失届)

第15条 被保険者は被扶養者を有しなくなった場合は、5日以内に健保組合に「被扶養者（異動）届」と「[別表2](#)」に記載の書類を添えて提出しなければならない。届出は、任意継続被保険者を除き被保険者の所属する事業所を通して健保組合へ提出する。

(資格喪失の時期)

第16条 被扶養者資格は、届出の提出期日を問わず被扶養者資格を失った日の翌日から喪失する。

- 2 健康保険組合は、被保険者が被扶養者を有しなくなった事実が判明したときは、被保険者からの届出がなされなくとも、その事実が判明した日に遡り被扶養者資格を喪失させる。

(被扶養者認定の取消)

第17条 被保険者が提出した「被扶養者（異動）届等」に故意または悪意による虚偽の記載をし、被扶養者資格の認定をうけたことが判明したときは、その被扶養者資格の効力が生じた日に遡り認定を取り消す。

(被扶養者状況の調査)

第18条 健保組合は、定期的または随時に、すべてのまたは一部の被扶養者を有する被保険者に対し、扶養の事実を確認するための調査を行なうことができる。

- 2 調査の結果、健保組合が被扶養資格を有しないと判断した場合は、被保険者のその旨通知し、被扶養者資格がないと判断した日の翌日からその資格を喪失させる。

(異議の申立)

第19条 被保険者は、健保組合の被扶養者認定に関する決定に不服がある場合、この決定に対し健保組合に異議を申立てることができる。なお、異議申し立てに関しては、具体的な反証資料を提示しなければならない。

- 2 健保組合は被保険者からの申立が正当であると判断した場合、健保組合は被扶養者認定にかかる決定を取り消す。また、健保組合は当該申立が正当でないと判

断した場合、その旨と判断の根拠を示し異議申立てを行なっている被保険者に通知する。

附 則

この基準は、令和４年１０月１日から施行する。